

古物営業法に基づく本人確認について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では中古物件（自動車・建設機械等）のリース・割賦の取り扱いに際し、古物営業法第15条並びに同法施行規則第15条に基づく本人確認を実施しております。同確認業務は中古物件の「換金目的の盗品その他犯罪の防止」並びに「被害の早期発見や迅速な回復」を目的として実施するものであります。

販売ディーラー様には大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本人確認について

下記書類のご提出またはご提示をお願い致します。

(法人のディーラー様)

1. 登記事項証明書（発行から6ヶ月以内）
2. 法人の印鑑証明書または代表者個人の運転免許証等（生年月日の記載があるもの）
3. 取引担当者の身分証明書 ※運転免許証および名刺等（会社の所属を示すもの）
4. 古物許可証

(個人事業主のディーラー様)

1. 運転免許証（その他、法令で定める本人確認書類）
2. 名刺（屋号と事業所住所が確認できるもの。事業所で面談する場合。）
3. 公共料金の領収書等（屋号と勤務先住所が確認できる書類。事業所外で面談する場合。）
4. 取引担当者の身分証明書 ※運転免許証および名刺等（会社の所属を示すもの）
5. 古物許可証

2. 利用の制限

本人確認業務を行うに際し、入手した個人情報につきましては、販売ディーラー様の同意を得た場合および法令等により例外として取り扱われる場合を除き、本人確認業務以外では利用いたしません。

3. 当社の古物営業法に係る事項について

1. 公安委員会名：沖縄県公安委員会
2. 古物商許可証番号：971018500086
3. 対象となる古物：中古の自動車、フォークリフト、建設機械、その他古物全般。

以上